余剰電力の有効活用と公民館等への電力供給に係る公募型プロポーザル実施要項

1　概要

エネルギー地産地消による循環型社会の構築を目指し、市が管理する発電施設における売電と公民館等における電力の購入、その枠組を基本とした地球温暖化対策等について、提案を受けようとするものである。

本事業は、財政効果に加え、環境配慮及び事業提案内容を総合的な観点から審査し、事業者の選定を行う。

2　事業内容

(1) 売電及び電力購入（別紙各仕様書のとおり。）

ア　売電施設：盛岡市クリーンセンター

イ　電力購入施設：公民館等10施設

(2) 事業提案

地球温暖化対策や環境教育などに関する提案とする。

(3) 事業期間

令和９年４月１日０時00分から令和10年３月31日24時00分まで

3　応募資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の４の規定に該当しない者。

(2) 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準（平成３年９月16日市長決裁）による指名停止を現に受けていない者。

(3) 関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止並びに事務所の閉鎖処分を現に受けていない者。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者（以下「登録小売電気事業者」という。）。

(5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第 108号）第34条第４項に基づく公表がなされていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがない者、民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがない者。

(7) 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者並びに盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者。

(8) 事業者の役員等が、盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第９号）第９条第１項各号に掲げる者でないこと。

4　参加表明の提出

(1) 提出期間

令和８年11月30日（月）～令和８年12月11日（金）午後５時00分必着

(2) 提出書類及び部数

ア　余剰電力の有効活用と公民館等への電力供給に係る公募型プロポーザル参加表明書（様式第１号）　１部

イ　応募資格を有していることを証明する書類　各１部

(ｱ) 登録小売電気事業者であることを証する書類の写し

(ｲ) 納税証明書又は納税義務がない旨の申立書

- 直近の国に納付すべき法人税の納税証明書
- 直近の消費税及び地方消費税の納税証明書
- 直近の盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書
- 上記税目において納税義務がない場合は、その旨の申立書（様式第２号）

(ｳ) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書（様式第３号）

(ｴ) 役員一覧表（様式第４号）

(ｵ) 法人登記簿謄本の写し

(ｶ) 印鑑証明書

ただし、(ｲ)～(ｶ)については、盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格を有する者は、提出不要とする。

(3) 提出方法及び提出先

次の宛先に郵送又は持参にて提出すること。

〒020-8531　盛岡市若園町２番18号

盛岡市環境部環境企画課（盛岡市役所若園町分庁舎２階）

5　質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和８年11月30日（月）～令和８年12月４日（金）午後５時00分必着

(2) 質問受付方法

任意様式により、次のとおり電子メールで提出すること。

【件名】盛岡市公民館等電力供給プロポーザル質問（事業者名）

【提出先】盛岡市環境部環境企画課

E-mail：kankyou@city.morioka.iwate.jp

(3) 回答

提出された質問への回答は、質問文の原文又は要旨及び対応する回答文を一覧表にして、全ての参加表明事業者に対し電子メールで通知するほか、市のホームページで公表する。

6　提案書等の提出

(1) 提案書受付期間

令和８年12月14日（金）～令和８年12月28日（月）午後５時00分必着

(2) 提出書類及び部数

提出書類は次のとおりとする。様式の記載欄が不足する場合は、適宜、行を増やして記入又

は複数枚に分けて記入すること。

ア　余剰電力の有効活用と公民館等への電力供給に係る提案書（様式第５号）　１部

イ　事業者概要書（様式第６号）　５部

ウ　売電料金見積書及び算出基礎となる内訳書（任意様式）　５部

エ　使用電力料金見積書及び算出基礎となる内訳表（任意様式）　５部

オ　環境配慮に関する概要書（様式第７号）　５部

カ　地球温暖化対策、環境教育等に関する企画提案書（任意様式、A4サイズ）　５部

(3) 提出方法及び提出先

次の宛先に郵送又は持参にて提出すること。

〒020-8531　盛岡市若園町２番18号

盛岡市環境部環境企画課（盛岡市役所若園町分庁舎２階）

7　企画提案等提出書類の作成要領

(1) 事業者概要書

様式第６号又は同様の項目のある既存パンフレット、資料等により提出すること。

(2) 売電料金見積書及び算出基礎となる内訳書

任意の様式により提出すること。

作成にあたっては、別紙「発電施設の売電に関する仕様書」を参照すること。

(3) 使用電力料金見積書及び算出基礎となる内訳表

任意の様式により提出すること。

作成にあたっては、別紙「公民館等の電力購入に関する仕様書」を参照すること。

(4) 環境配慮に関する概要書

様式第７号により提出すること。

(5) 企画提案書

ア　任意の様式とし、用紙サイズは原則としてA4判縦とすること。ただし、図表等は、A3判横の使用も可とする。

イ　表紙には、事業者名を記載すること。

ウ　提案書の内容は、別紙「評価基準」の事業提案による評価項目（地球温暖化対策、環境教育、地域経済活性化、遂行能力等）に沿ったものとすること。

8　事業者選定

(1) 審査方法

審査は、書類審査を基本とする。

提案者が複数ある場合は、書類審査及びヒアリング審査を実施し、その結果を総合的に評価して最優秀提案者を選定する。

提案者が１者のみの場合は、書類審査により審査を行うものとし、必要に応じてヒアリング審査を実施する。

(2) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、書面により通知するほか、市のホームページで公表する。

9　スケジュール（予定）

実施要項公表	令和８年11月27日（金）
参加表明書の受付	令和８年11月30日（月）～令和８年12月11日（金）
質問の期間	令和８年11月30日（金）～令和８年12月４日（金）
質問の回答	令和８年12月９日（水）（予定）
提案書の受付	令和８年12月14日（月）～令和８年12月28日（月）
書類審査等	令和９年１月中旬～１月下旬（予定）
結果通知	令和９年２月上旬（予定）
準備等	令和９年２月上旬～令和９年３月末（予定）
契約締結	令和９年４月１日
供給期間	令和９年４月１日～令和10年３月31日

10　その他

(1) 次のいずれかに該当するときは、事業者としての決定を取り消すものとする。

ア　提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

イ　事業者の決定から契約締結までの間に、事業者の資金事情の変化等により、事業の履行が困難であると市長が判断したとき。

ウ　著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと市長が判断したとき。

エ　事業者が、応募資格に掲げる資格要件に適合しなくなったとき。

(2) 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 応募に関して提出された書類は、一切返却しないものとする。

(4) 参加表明書又は提案書の提出後にプロポーザル手続きへの参加を取り下げる場合は、取下書（様式第８号）を提出するものとする。

11　問い合わせ先

盛岡市環境部環境企画課

〒020-8531　盛岡市若園町２番18号（盛岡市役所若園町分庁舎２階）

E-mail：kankyou@city.morioka.iwate.jp

電　話：019-626-3754（直通）